

利用者の立場に立つ

福祉用具・住宅改修の評価と供給のシステム化に向けて

研 究 報 告 書

平成 15 年 6 月

福祉用具・住宅改修の評価と供給のシステム化研究委員会

はじめに

超高齢化社会を迎えて、多くの課題が問われる中、高齢期の最大の不安要因となっている介護問題に的確に対応していくために、介護保険制度をはじめとした新たなシステムが構築され定着しつつある。介護保険の理念の一つに「要介護状態の軽減・予防や在宅における自立した日常生活の重視」と掲げられているが、これはリハビリテーションを重視したものである。

リハビリテーションの保健・医療サービスを地域毎に見ると、急性期・回復期・維持期の各ステージにおけるリハビリテーションの役割が曖昧であったり、質量ともに地域間格差が大きいなど、十分なリハビリテーション提供体制が整備されているとは言い難い。

介護保険の目的でもある自立支援、要介護状態の軽減・予防を図るためには、第一に寝たきり等の発生を可能な限り予防する予防リハビリテーション、第二に障害が発症すれば早期に開始される急性期・回復期リハビリテーション、第三に寝たきり等の進行を阻止する維持期リハビリテーションを量的にも質的にも充実し、各地域毎に整備することが緊急かつ重大な課題となっていると言えよう。

これに対応し、当研究では地域におけるリハビリテーションの推進について、地域医療圏（住民に身近な地域、二次医療圏、三次医療圏）の概念を基盤として検討した。

地域リハビリテーションの推進の具体的施策として、都道府県レベルでは都道府県リハビリテーション協議会や都道府県リハビリテーション支援センター、二次医療圏には地域リハビリテーション広域支援センターを設置する。一方、二次圏域毎に、福祉用具・住宅改修のためのテクノエイドセンターを置き、専門職による処方・適合サービスを可能とする。この両者が連携することによって、それらの課題に積極的に取り組まれることを期待して本報告書を作成した。

要介護状態の予防とリハビリテーションの充実、医療との連携、被保険者の自由な選択、民間活力の活用、総合的・効率的なサービスの提供、在宅における自立生活の重視、社会連帯による支え合い等を理念とする介護保険制度には、障害があっても普通の生活ができるようにという考え方、つまりノーマライゼーションの理念をみることができる。

地域ぐるみの地域リハビリテーション推進体制が確立し、21世紀の高齢社会が世界に冠たる明るい社会となることを期待する次第である。

平成15年6月

福祉用具・住宅改修の評価と供給のシステム化検討委員会

座長 澤村 誠志

利用者の立場に立つ

福祉用具・住宅改修の評価と供給のシステム化に向けて

目 次

頁

はじめに

第1 問題点

1. 利用者個々の身体的状況等に適合した福祉用具・住宅改修が供給されていないのではないか————— 1
2. 福祉用具・住宅改修を支援する拠点とシステムは、利用者の身近に存在しているか————— 3

第2 福祉用具・住宅改修の評価と供給のシステム化を支える条件整備

1. 地域における維持期のリハビリテーションの充実を目指して————— 4
2. 福祉用具研究開発から、普及・利用へのシステム化に向けて————— 5

第3 今後の福祉用具・住宅改修システムのあり方 —具体的方策の提言—

1. 新障害者基本計画との連携によるテクノエイドサービスの必要性————— 6
2. 具体的方策————— 6

第4 「福祉用具・審査及び利用者支援機構」による支援活動（一考察）————— 9

【参考】テクノエイド支援機構官民協働システムについて————— 10

- ・ 図1 福祉用具・住宅改修の評価・供給システム————— 12
- ・ 図2 地域リハビリテーションの推進（厚生労働省老健局）————— 13
- ・ 図3 福祉用具開発・住宅改修関係施策の展開に関する概念図（厚生労働省振興課）—— 14

<資料>

- (1) 検討委員会 委員会名簿————— 17
- (2) 関係通知等————— 18
- (3) 関係統計資料
 - ① 福祉用具情報システム（TAIS）登録状況————— 45
 - ② 福祉用具総覧等への福祉用具掲載状況————— 45
 - ③ 医療・福祉関係資格登録者（合格者）数一覧————— 46
 - ④ 公的機関総覧————— 46

以上

利用者の立場に立つ

福祉用具・住宅改修の評価と供給のシステム化に向けて

第1 問題点

1. 利用者個々の身体的状況等に適合した、福祉用具・住宅改修が供給されていないのではないか。

従来、身体障害者福祉法により専門職の処方によって交付された車いす、歩行器などが、介護保険の導入により介護保険を優先させるシステムで貸与、供給されるようになった。その結果、措置制度の利用対象者に比べ、保険制度の利用対象者が増えて、福祉用具の利用が大幅に拡大し福祉用具が一般化するなどのメリットがあった。しかし、その反面身体障害者更生相談所などの医師をはじめとした専門職のチームにより処方されていたものが、介護保険下ではケアマネジャーによるケアプランによることとなったため、このプロセスにおける個別カンファレンスの未実施や専門職からの情報の不足や専門職の不在による福祉用具の質の低下（オーダーメイドからレディーメイド移行を含む）、介護の程度と合わないもの、など利用者個々の身体的状況や生活環境に合わせた福祉用具の適応と使用方法において不適切な事例が散見されるようになった。また、福祉用具の貸与・購入、住宅改修との連携不足などから、かえって本人の自立を阻外する福祉用具や不幸な事故につながる場合も生じていることが問題となっている。

1) 専門職による関与が不十分

福祉用具の貸与等による供給は、住宅改修や周囲の居住環境などを考慮して行われなければならない。この福祉用具・住宅改修の供給を理想に近く行うには、社会福祉士、作業療法士、理学療法士、リハビリテーションエンジニア、看護師、医師など専門教育を受け、さらに卒後の福祉用具・住宅改修の研修と十分な経験を持つ専門職の介在が必要である。

また、福祉用具の流通量が増大し福祉用具を利用できる可能性が増えてきているが、一部ではあるがカタログ等による安易な情報提供による福祉用具の提供が行われている場合も伺える。現行のような専門職が関わらない状況での安易な福祉用具の利用は、誤用などの原因となり、きちんとしたシステムが構築されないまま放置されることによって、福祉用具の適合性の低下、安全性の問題、さらには利用者の自立を妨げ、寝たきりをつくる一因になる可能性を増すことが危惧される。

現状では福祉用具の貸与、購入及び住宅改修においては、ケアマネジャーが主に関与していることから、その資質に負うところが少なくない。このようなことから福祉用具及び住宅改修の知識はケアマネジャーにとって不可欠であるため、全国各地でケアマネジャーに対する福祉用具・住宅改修に関する研修プログラム

が行われているが、ケアマネジャーが研修を受ける機会が十分にあるという状況ではない。

2) 専門職の卒前・卒後の教育が不十分

医療・福祉の専門職の養成課程においては、障害や福祉用具、住宅改修に関する卒前、卒後教育は少なく不十分であるといえよう。利用者個々の身体状況や物的、人的環境を考慮した真のニーズにあう福祉用具の適応と使用指導を「質」「量」とともに保証するためには、これら専門職の学内教育だけでは不十分であり、卒後の十分な経験と研修機会が必要である。

また、専門職としての知識と技術を持っていても、それを生かす地域の拠点とシステムが十分存在しているとはいえない。特に、リハビリテーションエンジニアの育成については、20年程前からいくつかの大学（現在では、全国に福祉工学等と称する学科をもつ大学は既に20を超えている。）が取り組んでいるが、卒後の身分や配置先が不明確な状況にある。これらのリハビリテーションエンジニアについては、介護実習・普及センターや基幹型在宅介護支援センター等に配置されるようなシステムが期待される。

3) 生活の自立の観点での用具の適応がなされていない

食と寝の生活環境を分離することは、寝たきりの生活から、座位、立位での姿勢の変化と生活空間の広がりをつくる。また、外出の機会や趣味的活動の定着は身体的、精神的活動性を促進し、その人らしい、「豊かで、生き生きとした生活の継続」を保障する。その中で、福祉用具や住宅改修はその基盤を保障する大切なサービスである。つまり、このような生活全体のマネジメントの下で福祉用具を捉え、適応を図る必要があるが、現状は、介護の範疇で取り扱われることが多く、自立を前提とした、身体及び介護状況の変化に対応した使い方動作指導や用具の調整がなされていない場合が多く、誤用、過用により、廃用性症候群を引き起こし寝たきりへの原因となることも多く、生活の自立（ADL、IADL、QOLを含む）の観点での福祉用具の適応がなされていない現状もある。

4) 地域格差、情報格差が見られる

取扱い事業者の営業能力や、取扱い事業者間での競争のある地域かそうでない地域かで、福祉用具の品揃え、情報の提供、柔軟な対応（試用の有無やクレームに対する対応等）にばらつきが見られる。このような地域格差や、利用者や関連職種への情報提供に格差が生じている現状もある。

5) 第三者による評価情報の不足

第三者機関による、製品及び使い方（使いごごち）等の、統一された評価機関及び評価指標がなく、適応や選択の際の適切な情報が不足している現状もある。

2. 福祉用具・住宅改修を支援する拠点とシステムは、利用者の身近に存在しているのか。

厚生労働省の「福祉用具・住宅改修活用広域支援事業実施要綱」によると、各都道府県の介護実習・普及センターを広域中核センターとし、基幹型在宅介護支援センターを地域センターとしている。そして、いずれも福祉用具・住宅改修に関する専門家、福祉用具販売店、建築工務店等からなる協議会を広域及び地域に置くとしている。

しかしながら、現状では次のような問題が見られる。

- 1) 都道府県に設置された身体障害者更生相談所や介護実習・普及センターには、作業療法士、理学療法士などの専門職及び福祉用具プランナーや住宅改修をはじめとする住環境の専門職が十分置かれているとは言えない。特に、重度・重複障害者に適応できる福祉用具の研究開発・供給・適合には、作業療法士、リハビリテーションエンジニア等による専門的な関与が不可欠であるが、現在の身体障害者更生相談所や介護実習・普及センターでこのような専門的な関与の能力を持っているところは、ごく僅かに過ぎない。
- 2) また、基幹型在宅介護支援センターにおいては、作業療法士等専門職の配置がほとんどなされていないため、障害を持つ人々に対する福祉用具・住宅改修に関する専門的な能力があるとの一般的な評価や認識は極めて低い。従って、このシステムでは利用者本位のサービスは十分行えないといわざるを得ない。

第2 福祉用具・住宅改修の評価と供給のシステム化を支える条件整備

1. 地域における維持期のリハビリテーションの充実を目指して

地域における維持期のリハビリテーションの現状は、極めて不十分で福祉用具・住宅改修を必要とする利用者のニーズに充分応えていない現状にある。現状の改善には、次のような取組みが必要であろう。

- 1) 福祉用具・住宅改修においては、医療保険制度サービスと介護保険制度サービス間での連携の強化
- 2) 地域で活動する作業療法士・理学療法士の圧倒的な量的・質的不足の解消。
- 3) 介護保険下の訪問看護ステーション活動下での作業療法士、理学療法士活動によるリハビリテーション活動が利用者及び地域住民にわかりやすく理解できるシステムの構築。
- 4) 今後ますます必要となる訪問リハビリテーションを診療報酬、介護保険報酬上抑制する傾向が強まるという経済的な不安感の解消。
- 5) 作業療法士、理学療法士などの開業権は現時点では認められていないが、地域リハビリテーション活動に対する多様なニーズに対応するために開業権付与も視野に入れた支援策の整備。
- 6) 作業療法士、理学療法士の地域リハビリテーション・生活支援への関心度の高場。

などが挙げられる。

今後の維持期リハビリテーションの発展において重要な課題は、かかりつけ医を中心とする24時間対応のプライマリーシステムの構築とともに、要介護者のニーズに合う訪問、通所・通院リハビリテーションシステムを如何に作り上げるかにある。特に、現在の訪問リハビリテーション機能には、福祉用具・住宅改修が重要な分野を占めるだけに、訪問・通所リハビリテーションとテクノエイドとが連携したプランの作成が必要となる。

2. 福祉用具研究開発から、普及・利用へのシステム化に向けて

福祉用具の研究開発は、障害者・高齢者のニーズからスタートすることが大切である。現場のニーズに遠く、高齢化や障害を表面的な思い込みで機能障害を理解しているエンジニア主導による研究開発は、単に研究論文の作成に終る可能性が高い。真に障害を持つ人々に役立つ福祉用具の開発システムにはニーズからのスタートが必要である。そのためには、ユーザーからの製品への情報にとどまらず、使用感や事故・ひやりはっと、供給システムなどについての情報を収集するための機関が必要である。介護実習・普及センター、基幹型在宅介護支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター等の機関がこのような情報を一元的に収集し研究機関との連携を図ることが必要であり、これらを明確に支援できる何らかのシステムが存在することが求められる。

福祉用具の研究開発から、普及・利用までのシステムは次のとおりである。

- 1) 福祉用具開発メーカーは、ニーズに対応するために常にリハビリテーション専門職種等と連携をとりながら、プロトタイプ福祉用具の試作を行う。
- 2) 試作された福祉用具は、機械・電気などの専門職により安全性の確保（ISO、JIS）と、利用者が参加したりハビリテーションチームにより評価が行われ、改良を必要とする点が指摘される。
- 3) 試作された福祉用具に改良が加えられたら、試作生産され、利用者を中心とするフィールドテストを行い、その成果が優れており全国的に普及適応する必要があると判断されれば、開発メーカーが国の福祉用具等の適応委員会（『義肢装具等専門委員会（前厚生省補装具小委員会）』、『労働省義肢装具専門家会議』、『介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会』など）に申請し、委員会の合意が得られれば、次年度より保険・福祉法の適応を受け全国的に普及できるようにする。
- 4) 福祉用具メーカーは、生産コストの適応化に努力する。
- 5) 福祉用具の処方は、次に述べるように、福祉用具・住宅改修の卒前・卒後教育を受けたリハビリテーション専門職により行われ、必要に応じてこの分野に関わる何らかの資格を持つ、ソーシャルケースワーカーやケアマネジャーに参加を求める。
- 6) 福祉用具・住宅改修に関しては、利用者の利便性の向上やリハビリテーション専門職の技術向上のためにもフォローアップの義務付けが必要である。

以上のような視点にたって今後の福祉用具、住宅改修システムのあり方について、次のような提言をしたい。

第3 今後の福祉用具・住宅改修システムのあり方－具体的方策の提言－

地域リハビリテーションの充実、福祉用具の研究開発から普及までのプロセスのシステム化という条件整備とともにテクノエイドサービスの実現にはテクノエイドセンターの創設を中心に具体的な方策、あるいは仕組みの構築が必要である。

1. 新障害者基本計画との連携によるテクノエイドサービスの必要性

この度、厚生労働省が発表した平成15年度を初年度とする「新障害者基本計画」及びその「重点施策実施5ヵ年計画（新障害者プラン）」においても、現行の障害者基本計画における「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承しているが、具体的な内容として「生活支援」において「福祉用具の研究開発・普及促進と利用者支援」を、「保健・医療」において、「障害に対する医療、医学的リハビリテーションの実施」などを掲げており、その実施が期待されている。

地域における高齢者に対する福祉用具・住宅改修などのテクノエイド支援機能は、障害（児）者に対しても同様に必要である。したがって、諸外国で数十年実践されているように、年齢や障害によるサービスシステムではなく、限られた社会資源を活かし、ライフサイクルに沿って、継続的なサービスができるシステムの確立が必要である。具体的には、介護保険、医療保険、身体障害者福祉法、児童福祉法、労災保険法、関連年金法など、異なる行政組織下にある福祉用具・住宅改修サービスが総合的に提供できる拠点とシステムを身近に確立することが重要である。また、福祉用具及び住環境についての支援に関する関連法を再点検することが必要である。

さらに、これらの複雑な福祉用具の給付制度を一体的に運用するための調整職としてのケースワーカー等の人材育成と配置も急務である。

2. 具体的方策

1) 二次圏域（人口30～50万単位）毎に、福祉用具・住宅改修のためのテクノエイドセンターを置き、専門職による処方・適合サービスを実施

- ① ヨーロッパ福祉先進国に、長く定着しているように、人口30～50万毎に、作業療法士、理学療法士、リハビリテーションエンジニア、中級以上の福祉用具プランナー、社会福祉士等の専門職が配置されたテクノエイドセンターを設置する。

- ② テクノエイドセンターに関わる専門職種は、前述のとおり作業療法士等多くの職種から構成され、利用者に対してはチームアプローチの形（ただし、自主性と責任性の視点から守備範囲は明確にする必要がある。）をとる。しかしこれら専門職種に対する福祉用具の卒前教育は十分とはいえず、財団法人テクノエイド協会などによる卒後教育プログラムが必要である。
- ③ 福祉用具と住宅改修は、別々ではなく一体的に対応できる専門技術の構築が必要である。これらの専門技術をそれぞれの専門職が養成課程並びに卒後教育プログラムの中で身につける必要がある。
- ④ 個々の重度障害へ対応できる福祉用具の開発や適合に対しては、リハビリテーションエンジニアなどの専門職との協働が必要である。また、これらリハビリテーションエンジニアを養成している大学等との研究・開発レベルでの協力体制の構築が重要である。
- ⑤ テクノエイドセンターの拠点としては、以上の拠点を二次圏域毎に新設するのが理想である。しかし、わが国の文化的背景も含め、財政的な問題、民間活力の導入の必要性から、現実の問題として、以下の既存施設への委託や機能を考慮した再編等により活用する必要がある。

A. 主な関連機関

- 1. 介護実習・普及センター
- 2. 身体障害者更生相談所
- 3. リハビリテーションセンター
- 4. リハビリテーション病院
- 5. 介護老人保健施設
- 6. 在宅介護支援センター（基幹型）
- 7. 地域リハビリテーション広域支援センター

B. その他の関連機関

- 1. 訪問リハビリテーションステーション
- 2. 総合ケアステーション（かかりつけ医グループクリニック、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問看護など総合ケアを24時間対応する理想的な拠点）
- 3. 病院
- 4. 診療所

2) 福祉用具・住宅改修の適応、指導、フォローアップ等において、作業療法士等の専門職の意見が反映されるようなシステムを構築する

福祉用具・住宅改修の適応や使用指導、フォローアップ等において、作業療法士等の専門的な情報が必要な事例に対しては、関係職種に参加を前提としたカンファレンスの開催や情報提供がなされるようなシステムを構築する。つまり、福祉用具や住宅改修の適応にあたって、病院や老人保健施設での勤務あるいは訪問リハビリテーション等に従事する作業療法士等の専門家の意見が反映されるように、診療報酬、介護報酬において、福祉用具等に関する「地域連携加算」や「情報提供料」あるいは、「使用に関する動作指導料」等を新設する。

なお、福祉用具専門相談員の主な業務としては、搬入、適応、保守を行い、福祉用具プランナーは、福祉用具や住宅改修に関するケアマネジメントを行い、作業療法士等のリハビリテーション専門職は、福祉用具の適合、使用動作の継続的な指導、フォローアップ等を行うなどの役割の明確化も併せて検討する必要がある。

3) 資質の向上等に関する研修プログラムの構築

- ① 福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等の資質向上のためのカリキュラム検討と作成、研修テキスト作成、講師の養成等は財団法人テクノエイド協会が中心に行い、養成研修は、介護実習・普及センター、地域リハビリテーション広域支援センター等が行う。また、研修カリキュラムは、単位制等により関連職種が各養成課程で基本的な内容が履修できるようなシステムを検討する。
- ② 作業療法士等の専門職の研修に関しては、卒後研修の中に福祉用具と住宅改修に関するプログラムが組みこまれ、福祉用具・住宅改修のスペシャリストの養成がなされるよう働きかける。

第4 「福祉用具開発・審査及び利用者支援機構」による支援活動 (一考察)

1. 活動の必要性

わが国も、福祉用具の開発や流通に関して、介護保険などの実施に伴い活性化を迎えている。しかし、その反面、障害や種々の不便さへの間違っただ思い込みによる福祉用具の開発や売り込みも増えている。また一部ではあるが、本人の能力を低下させたり、変形や痛みを発症するもの、全く機能しない機器用具が福祉の名の下で流通している現実も見られる。更に、開発時には想定していなかった使い方も関係するのか、不幸にも福祉用具に関わる被傷事故なども少なからず発生しているが、その実態は明確にはなっておらず、このままでは福祉用具全般の発展に悪影響を招くおそれがあることから、それらに対する適切な対応が求められている。

福祉用具の今後の健全な発展を考える上でも、利用者、開発メーカー、流通事業者、行政施策関係者、研究者などがしっかりした視点と行動を共有することが可能となる「福祉用具開発・審査及び利用者支援機構」を構築し支援活動を推進することが必要となっている。

2. 支援機構の構成

この機構は、福祉用具の研究開発・流通・使用追跡・改造・事故調査などきめ細かい福祉用具開発・審査及び利用者支援を目的として設置し運用する。

全国をブロックに分けて、各ブロック毎に総合的な福祉用具の発展を図るための第三者的な評価機構を公的な事業として設置し、介護実習・普及センター・身体障害者更生相談所等との連携も図り、民間委託の形での運用を図る。

3. 支援機構の具体的業務内容

- 1) 利用者の視点での福祉用具の検証・検査と改善アドバイス及び研究
- 2) 福祉用具利用状況追跡及びメンテナンス状況調査及び研究
- 3) 福祉用具使用時の事故及び原因の調査並びに研究・改善勧告
- 4) 認証マーク審査及び交付（安全等マークの検証）
- 5) 福祉用具開発・流通関係者及び研究者と利用者との交流啓発活動
- 6) 福祉用具共同研究開発の支援
- 7) 福祉用具に関わる関係者教育及び研修
- 8) その他福祉用具に関わる事項

【参考】テクノエイド支援機構官民協働システムについて

福祉用具法の制定、介護保険の施行などによる対策が進められたことにより、地域で流通する福祉用具も飛躍的に増加している。障害者（児）・高齢者の治療場面ばかりでなく、生活場面で使われる福祉用具類も含め、その機能、役割も多様な姿を見せ始めている。さらに、ユニバーサルデザインの考え方も広がっており、様々な工夫と考え方で福祉用具づくりが企業ペースで取り組まれるようになってきた。

その反面、わが国では、障害学、老年学・生活支援系ともいえる視点での心理学・福祉学の確立も含め、医師・看護師、社会福祉士など関連する専門職への福祉用具類に関する教育体制の整備が遅れているといえよう。また、リハビリテーション工学協会や生活支援工学学会などの関連する活動も活発化したとはいえ、福祉用具に関係する工学関連をはじめ周辺関係者の認識はまだ未成熟段階ともいえる状況である。

特に、障害者や高齢者に対する生活支援上の不合理な思い込みが一人歩きする状況下での福祉用具の開発や販売が増加している点も気がかりな状況にある。

車椅子などはアイデア商品的なものが登場したり、身体状況の対象者を意識し過ぎるコンセプトが追求されることで、個々適合性が確保できにくい特殊過ぎる機能を持つ物も目立つようになった。

一方、レンタルを目的に低品質の車椅子の開発や輸入が続いている状況が見られる。寝たきりのイメージや介護機能ばかりを意識し、介護保険制度との適合ばかりを考えた思い込み商品の開発が主になり、個々性を無視する傾向での開発、市販が増加しているのではないかとみえる。

近年福祉用具類を起因とする事故やトラブルが起きていることも事実である。しかし、その検証システムは十分構築されておらず、その事故内容、実情も明確にされていない。機器・用具類が持つ欠陥なのか、使用者の間違った使い方が原因なのか、福祉用具を使用する周辺環境との不適合が原因なのか、などの検証も不十分である。

輸入品の場合、日本人の体型との適合性、環境・文化になじんでいるかなども含めて、検証する必要度も高まってきていると思われる。

流通する量が増加すれば、一方では、事故・トラブルも必然的に増加する。また、間違っただけの思い込みによる開発や売り込みなどが続くことにより、今後とも、事故・トラブルは増加するものと思われる。

従って、適切な開発支援の確立も緊急な課題である。思い込みアイデア的ではなく、障害学・老年学・身体機能学・心理学などの科学的な視点で検討されるべきであり、単なる開発資金提供のレベルから、開発情報提供とか共働相手や開発に関するアドバイス、完成商品審査機構が機能するレベルに転換する時期になってきているのではないかとみえる。

福祉用具供給事業者を支援する意味でも、行政、メーカー、流通・販売、利用者などが安全且つ安心して関わりが持てる審査・評価環境の整備及び自己評価委員会のような健全な福祉用具の発展を支える意味での支援機構は必要であろう。

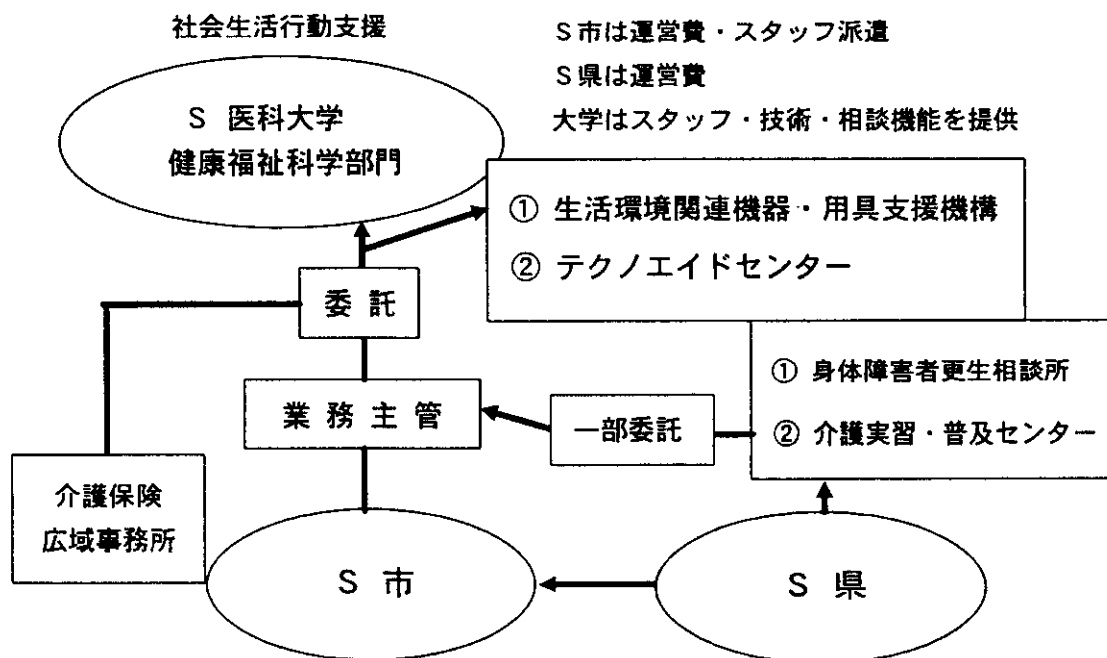
地域リハビリテーション・福祉用具・住環境整備については、省庁を超えての、総合的な検討が必要だと思われる。様々な解決すべき部分も多いが、高齢社会の財政負担を

見極めながら、自立支援を確保できる社会の実現のためにも緊急性の高い課題であろう。この課題についての総合的な検討が開始されることを望みたい。

テクノエイドセンターも様々な運営方法があると思われるが、S医科大学での新しい部門（社会生活行動支援）の設定と行政とのリンクによる新しい形でのテクノエイドセンター構想も提議されている。

この分野の構築に関して緊急に検証・検討が必要であろう。

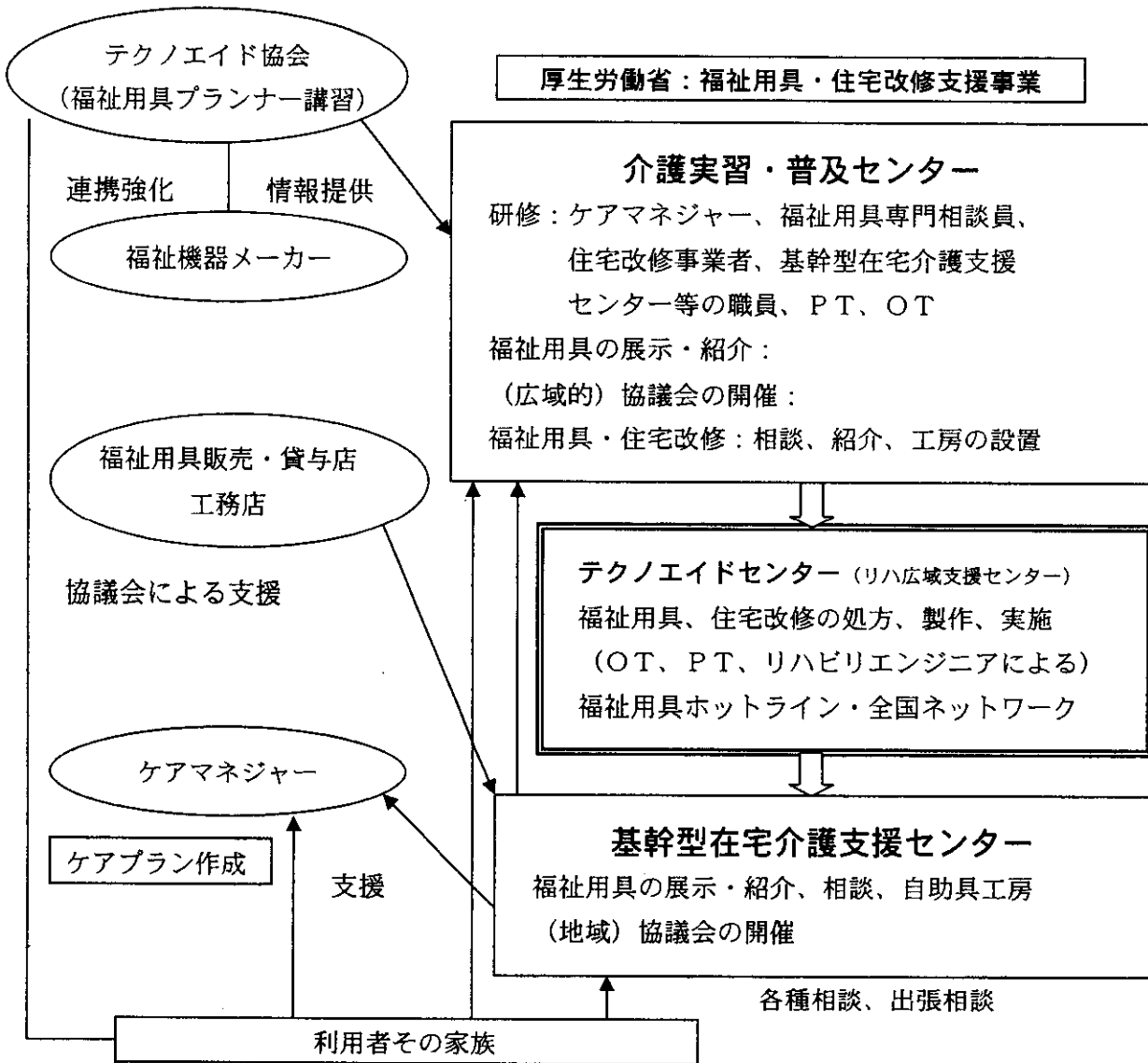
テクノエイド支援機構業務官民協働システム（案）



以上

<図1>

福祉用具・住宅改修の評価・供給システム



テクノエイドセンターの拠点

(人口30～50万毎の福祉用具・住宅改修の専門拠点)

OT・PT・リハエンジニア・社会福祉士などの専門職による処方とフォローアップ

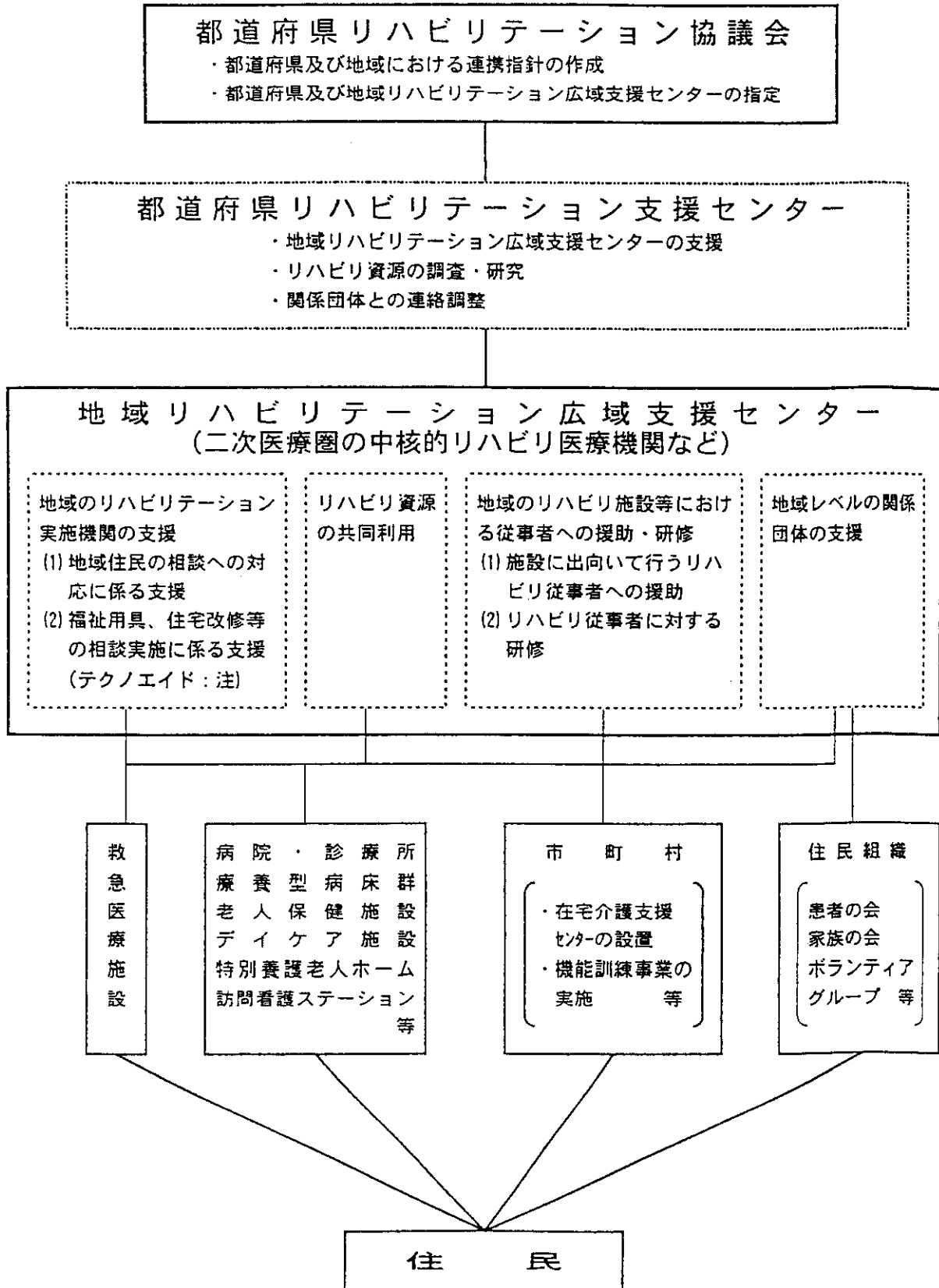
- ・広域リハビリテーション支援センター
- ・老健施設
- ・病院・診療所・リハビリテーションセンター
- ・総合ケアステーション

(往診、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護などの総合ケア拠点)

- ・民間テクノエイドセンター
- ・保健福祉センター・広域市町村地域センター

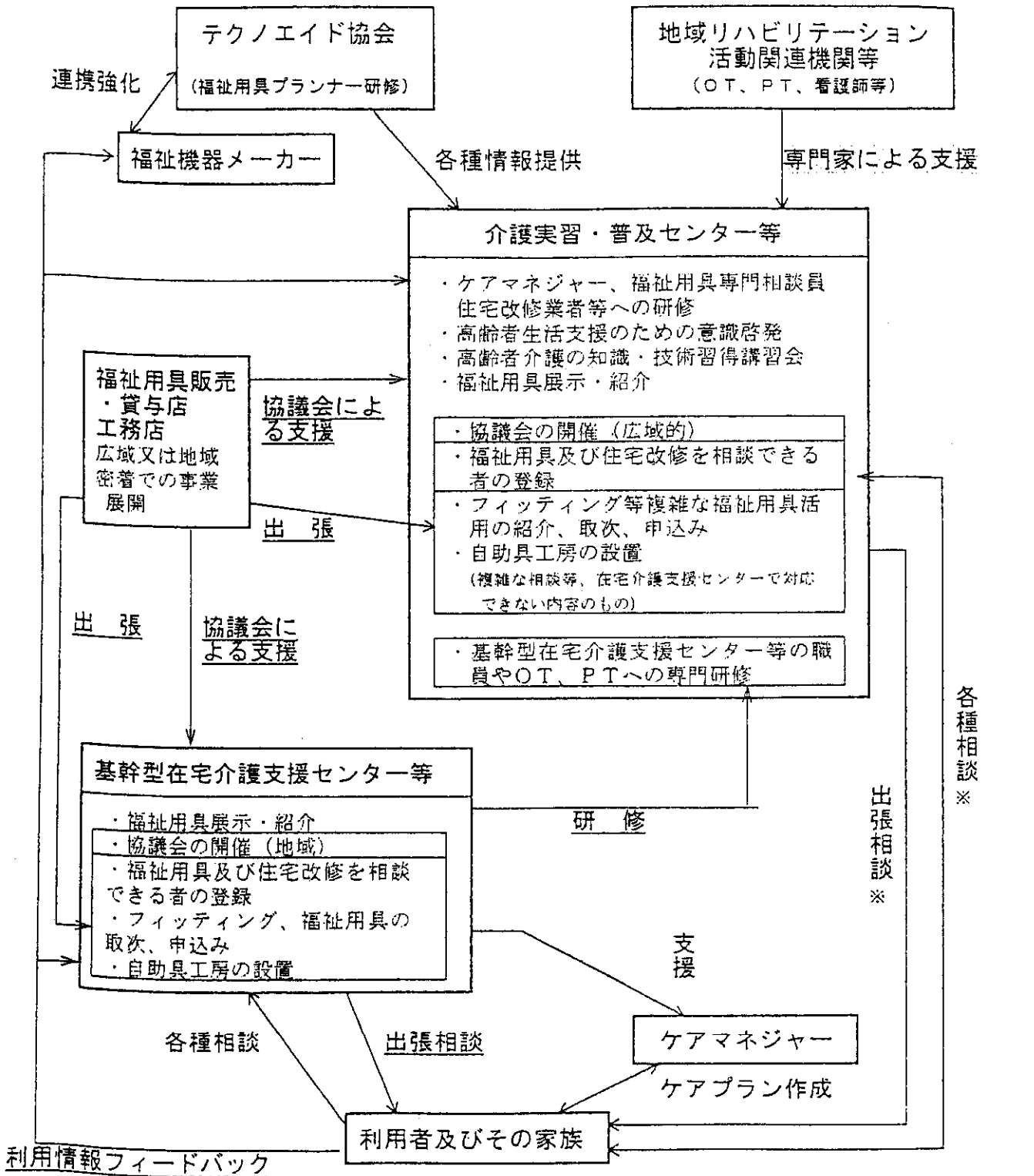
< 図 2 >

地域リハビリテーションの推進



注：テクノエイド：住宅改修や福祉用具使用について専門的な指導・助言を行う。

<図3> 福祉用具・住宅改修関係施策の展開に関する概念図



※在宅介護支援センターで対応できない内容のもの

15年度予算化

(福祉用具・住宅改修活用広域支援事業、福祉用具・住宅改修地域利用促進事業、在宅介護支援センター職員等研修事業)

資料目次

1.	検討委員会 委員名簿	17
2.	関係通知等	
	【新障害者基本計画】	18
	【日常生活用具給付等事業に関する関係法令（抜粋）】	24
	・老人福祉法、身体障害者福祉法、児童福祉法	
	【補装具給付に関する関係法令（抜粋）】	25
	・身体障害者福祉法、児童福祉法	
	【介護保険対象用具貸与及び購入に関する関係法令（抜粋）】	26
	・介護保険法	
	【福祉用具給付等に関するその他の関係法令（抜粋）】	29
	・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、労働者災害補償保険法	
	【介護保険における福祉用具貸与及び購入に関する関係通知】	31
	・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて （平成12年1月31日 老企第34号）	
	・「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の一部改正について （平成15年2月24日 老振発第0224001号）	
	【福祉用具・住宅改修活用広域支援事業実施要綱】	43
3.	関係統計資料	
	①福祉用具情報システム（TAIS）登録状況（平成15年6月現在）	45
	②福祉用具総覧等への福祉用具掲載状況	45
	③医療・福祉関係試験資格登録者（合格者）数一覧	46
	④公的機関総数一覧表	46
	・介護実習・普及センター及び地域介護実習・普及センター 一覧	47
	・身体障害者更生相談所 一覧	49
	・都道府県等のリハビリテーションセンター	51
	・リハビリテーション病院 一覧	52

福祉用具・住宅改修の評価と供給のシステム化研究委員会 名簿

氏 名	所 属 先
◎ 澤 村 誠 志	兵庫県立総合リハビリテーションセンター
渡 邊 慎 一	厚生労働省 老健局振興課
齋 場 三 十 四	佐賀医科大学医学部
伊 東 弘 泰	株式会社日本アビリティーズ社
山 下 一 平	株式会社ヤマシタコーポレーション
竹 中 正 史	フランスベッドメディカルサービス株式会社
寺 光 鉄 雄	フランスベッドメディカルサービス株式会社
中 村 春 基	日本作業療法士協会
村 尾 俊 明	財団法人テクノエイド協会
宇 都 宮 邦 義	財団法人テクノエイド協会

◎印：座長

障害者基本計画

(平成14年12月24日閣議決定)

はじめに

我が国では、昭和57（1982）年、「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成4（1992）年には、その後継計画として平成5（1993）年度からおおむね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」（以下「新長期計画」という。）が策定された。新長期計画は、その後同年12月に改正された「障害者基本法」により同法に基づく障害者基本計画と位置付けられた。

我が国の障害者施策は、これらの長期計画に沿ってノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下に着実に推進されてきた。すなわち平成7（1995）年には、新長期計画の後期重点施策実施計画として「障害者プラン」が策定され、障害者施策の分野で初めて数値による施策の達成目標が掲げられた。

また、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）」が制定され、建物、交通分野でのバリアフリー化に向けた制度が整備されるとともに、障害者の社会参加を阻む「欠格条項」の見直しが行われた。さらに、平成15（2003）年には、障害者福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改めるなど、障害者の自己決定に向けた取組を強化することとされている。

他方、国連においては、1992（平成4）年、「国連障害者の十年」の終了を受けて、アジア太平洋地域における国連「障害者に関する世界行動計画」を更に推進するため、E S C A P「アジア太平洋障害者の十年」がスタートした。この「十年」は2002（平成14）年5月のE S C A P総会において我が国の主唱により、更に10年延長され、同年10月に滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合において、すべての人のための障壁のないかつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアムフレームワーク」が採択された。

我が国では、少子高齢化やIT革命の進展など社会経済の大きな変化に直面する中で、21世紀を活力に満ち、国民一人一人にとって生きがいのある安全で安心な社会とすることを目指して、経済・財政、社会、行政の各分野において抜本的な構造改革が推進されている。

新しい世紀における我が国の障害者施策は、これまでの国際的な取組の成果を踏まえ、また我が国の将来のあるべき社会像を視野に入れて策定する必要がある。

この障害者基本計画（以下「基本計画」という。）においては、新長期計画における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15（2003）年度から24（2012）年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めるものである。

I 基本的な方針

（考え方）

21世紀に我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。

他方、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。

人権が尊重され能力が発揮できる社会の実現を図ることは、少子高齢化の進展する我が国において、将来の活力を維持向上させる上でも重要である。

国民誰もが同等に参加、参画できる共生社会は、行政だけでなく企業、NPO等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、国民一人一人の理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要である。

この基本計画では、以上のような考え方に立って、政府が関係者の理解と協力の下に取り組むべき障害者施策の基本的方向を定めるものとする。

(横断的視点)

1 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、国民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進する。

また、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進する。

社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、企業、市民団体等の取組を積極的に支援する。

2 利用者本位の支援

地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者一人一人のニーズに対応してライフサイクルの全段階を通じ総合的かつ適切な支援を実施する。

利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりを推進する。

利用者のニーズに沿った多様かつ十分なサービスを確保するため、企業等の積極的活用も含め、供給主体の拡充を図る。

また、地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、NPOや地域住民団体との連携・協力を推進する。

3 障害の特性を踏まえた施策の展開

個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進する。

また、現在障害者施策の対象となっていない障害等に対しても必要性を踏まえ適切に対応する。

WHO（世界保健機関）で採択されたICF（国際生活機能分類）については、障害の理解や適切な施策推進等の観点からその活用方を検討する。

4 総合的かつ効果的な施策の推進

（1）行政機関相互の緊密な連携

国及び地方公共団体における教育、福祉、医療、雇用・就業等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保する。

（2）広域的かつ計画的観点からの施策の推進

地域間、障害種別によりサービス水準の格差が生じないように計画的・総合的に施策を推進するほか、適切な圏域設定の下で効果的な相談支援、サービス提供体制の整備を図る。

また、地域における効果的かつ効率的な施策推進の観点から、高齢者、児童等に関する他の計画との整合性に留意する。

（3）施策体系の見直しの検討

障害者福祉施設サービスの再構築を図るなど適宜必要な施策・事業の見直しを行う。

また、個々の障害者に適切なサービスを提供する観点から、高齢者施策など他の関連制度との連携の在り方について検討する。

II 重点的に取り組むべき課題

1 活動し参加する力の向上

（1）疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーション

障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・治療や交通・労災事故等の防止対策を推進する。

障害の重度化を予防し、その軽減を図るため、障害の早期発見及び障害に対する医療、医学的リハビリテーションの提供を推進する。

障害の原因となる疾病等の予防・治療、障害の軽減等に関する研究開発を推進する。

(2) 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進

障害者一人一人の多様なニーズに適合する各種福祉用具や機器等の研究開発を推進するとともに、国際標準によるガイドラインの策定等により障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい製品、サービスの普及を促進する。

(3) IT革命への対応

急速に進展する高度情報通信社会において障害者の社会参加を一層推進するため、デジタル・ディバイド（ITの利用機会及び活用能力による格差）解消のための取組を推進する。

特に、ITの利用・活用が障害者の働く能力を引き出し経済的自立を促す効果は大きいことから、その積極的な活用を図る。

また、障害者が地域で安全に安心して生活できるよう、ITの活用による地域のネットワークを構築する。

2 活動し参加する基盤の整備

(1) 自立生活のための地域基盤の整備

障害者が地域において自立し安心して生活できることを基本にその基盤となる住宅、公共施設、交通等の基盤整備を一層推進するとともに、障害者の日常生活の支援体制を充実する。

支援体制は、障害者本人、ボランティア、地域住民の参加の下に関係機関の緊密な地域的協力により構築する。

また、障害者の自立に重要な役割を担う家族に対する支援策の充実を図り、家庭における障害者の自立への取組を支援する。

(2) 経済自立基盤の強化

地域での自立した生活を可能とするためには経済的な基盤の確立が不可欠であり、雇用・就業、年金、手当等により経済的に自立した生活を総合的に支援する。

このため、IT等の活用や企業との連携による職業能力開発を強化するとともに、福祉、医療、教育など関係分野の連携による支援体制を構築することにより、障害者の働く力の向上を図る。

また、年金、手当等による所得保障を引き続き推進する。

3 精神障害者施策の総合的な取組

精神障害者に係る保健・医療、福祉など関連施策の総合的かつ計画的な取組を促進する。

入院医療中心から、地域における保健・医療・福祉を中心とした施策を推進し、退院・社会復帰を可能とするためのサービス基盤の整備を目指す。

4 アジア太平洋地域における域内協力の強化

「アジア太平洋障害者の十年」の次の10年の行動課題である「びわこミレニアムフレームワーク」の推進に積極的に貢献するとともに、技術協力や障害者団体の交流等を通じアジア太平洋地域の各国・地域との協力関係の強化に主導的な役割を果たす。

III 分野別施策の基本的方向 【略】

IV 推進体制等 【略】

以 上

【日常生活用具給付等事業に関する関係法令（抜粋）】

老人福祉法

（居宅における介護等）

第十条の四

- 2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

身体障害者福祉法

（居宅介護、施設入所等の措置）

第十八条

- 2 市町村は、日常生活を営むのに支障がある身体障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるもの（第三十八条第四項において「日常生活用具」という。）を給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

児童福祉法

（居宅における介護等の措置）

第二十一条の二十五

市町村は、児童居宅支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により第二十一条の十又は第二十一条の十二の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、児童居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に児童居宅支援の提供を委託することができる。

- ② 市町村は、日常生活を営むのに支障がある障害児について、その福祉を図るため必要があると認めるときは、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

【補装具給付に関する関係法令（抜粋）】

身体障害者福祉法

（補装具）

第二十条

市町村は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

- 2 前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。
- 3 第一項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行い、又は市町村が自ら行うものとする。

児童福祉法

（補装具の交付等又はその費用の支給）

第二十一条の六

市町村は、身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

- ② 前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、これを行うことができる。
- ③ 第一項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者（以下「業者」という。）に委託してこれを行い、又は市町村が自らこれを行うものとする。

【介護保険対象用具貸与及び購入に関する関係法令（抜粋）】

介護保険法

（定義）

第七条

17 この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者等について行われる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。第四十四条第一項において同じ。）のうち厚生労働大臣が定めるものの貸与という。

（介護給付の種類）

第四十条

介護給付は次に掲げる保険給付とする。

- 一 居宅介護サービス費の支給
- 二 特例居宅介護サービス費の支給
- 三 居宅介護福祉用具購入費の支給
- 四 居宅介護住宅改修費の支給
- 五 居宅介護サービス計画費の支給
- 六 特例居宅介護サービス計画費の支給
- 七 施設介護サービス費の支給
- 八 特例居宅介護サービス費の支給
- 九 高額介護サービス費の支給

（居宅介護福祉用具購入費の支給）

第四十四条

市町村は、居宅要介護被保険者が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

- 2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

- 4 居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。
- 5 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。
- 7 居宅介護福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅介護住宅改修費の支給)

第四十五条

市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

- 2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
- 4 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額の基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。
- 5 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。

- 7 居宅介護住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

【福祉用具給付等に関するその他の関係法令（抜粋）】

健康保険法

第百五十条

- 2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

船員保険法

（福祉事業）

第五十七条ノ二

政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ

国民健康保険法

- 2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

労働者災害補償保険法

（労働福祉事業）

第二十九条

政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を破つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業
- 四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

② 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。

③ 政府は、第一項の労働福祉事業のうち、労働福祉事業団法第十九条第一号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

労働福祉事業一覧

種 類	目 的	内 容
(2) 義肢その他の補装具の支給	手足を失ったり、視聴力が減退した等の被災労働者に対し補装具を支給して失われた身体上の欠損を補い、機能を回復させ、社会復帰の促進を図る。	① 障害補償給付又は障害給付を受けた者(一部傷病補償年金又は傷病年金を受けた者) ② 支給内容 ア 義肢=1障害部位2本 イ 上・下肢装具=1障害について2本 ウ 体幹装具=1人につき1個 エ 座位保持装置=1人につき1個 オ 盲人安全つえ=1人につき1個 カ 義眼=失明した1眼について1個 キ 眼鏡=1障害について1個 ク 点字器=1人につき1台 ケ 補聴器=1障害について1器 コ 人工喉頭=1障害について1個 サ 車いす=1人について1台 シ 電動車いす=1人について1台 ス 歩行車=1人について1台 セ 収尿器=1人について2器 ソ ストマ用装具=都道府県労働局長が必要と認めた数 タ 歩行補助つえ=1人につき1本 チ かつら=1人について1個 ツ 浣腸器付排便剤=1人につき3日に1個 テ 褥瘡予防用敷ふとん=1人について1枚 ト 介助用リフター=1人について1台 ナ フローテーションパッド(車いす・電動車いす用)=1人につき1枚 ニ ギャッチベッド=1人につき1台

注：(1)、(3)～(11)は省略

老 企 第 3 4 号
平成12年1月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第17項の規定に基づく「厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」、法第44条第1項の規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」及び法第45条第1項規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」については、平成11年3月31日厚生省告示第93号、第94号及び第95号（以下それぞれ「貸与告示」、「購入告示」及び「住宅改修告示」という。）をもって公布され、平成12年4月1日より適用されるところであるが、その内容及び取扱いは別添のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別 添)

第1 福祉用具

1 厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(1) 車いす

貸与告示第1項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

日本工業規格(JIS) T 9201-1998のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

ただし、座位変換型を含み、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途(要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの)の自走用車いすは除かれる。

② 普通型電動車いす

日本工業規格(JIS) T 9203-1987に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるもののいずれも含まれる。

ただし、各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。

なお、電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるものにあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本工業規格(JIS) T 9201-1998のうち、介助用に該当するもの及びそれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

ただし、座位変換型を含み、浴用型及び特殊型は除かれる。

(2) 車いす付属品

貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを貸与されている場合に後から追加的に貸与される付属品をいう。

① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であつて、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を貸与されている場合に後から追加的に貸与される付属品をいう。

① サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

② マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④ テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

(5) じょく瘡予防用具

貸与告示第5項に掲げる「じょく瘡予防用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(6) 体位変換器

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入して、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

(7) 手すり

貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、上記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事(ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。)を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

- ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(8) スロープ

貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したものと及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第2号に掲げる「床段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(9) 歩行器

貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状態等により異なるものでありその長さは問わない。

(10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る。

(11) 痴呆性老人徘徊感知機器

貸与告示第11項に掲げる「痴呆性老人徘徊感知機器」とは、痴呆性老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

(12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅改修を伴うものは除かれる。

① 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタで床を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

- ② 固定式
居室、浴室等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの。
- ③ 据置式
床に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの。

2 厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

(2) 特殊尿器

尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

(3) 入浴補助用具

購入告示第3項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

- ① 入浴用いす
座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ② 浴槽用手すり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ③ 浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④ 入浴台
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ⑤ 浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ⑥ 浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

(4) 簡易浴槽

購入告示第4項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

3 複合的機能を有する福祉用具について

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

第2 住宅改修

厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 床段差の解消

住宅改修告示第2号に掲げる「床段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる床段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事及び玄関の外から道路までの段差解消等屋外の工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

住宅改修告示第3号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第4号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第5号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第1号から第5号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②床段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事

③床材の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」
の一部改正について

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件」（平成15年2月24日厚生労働省告示第57号。以下「改正告示」という。）については、本日（別添1）のとおり公布され、平成15年4月1日から適用することとされたところであるが、それに伴い、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「解釈通知」という。）の一部を下記のとおり改正し、平成15年4月1日から適用することとしたので通知する。

また、改正告示及び解釈通知の改正による変更点等は（別添2）のとおりであるので、これらについて十分に御了知の上、貴都道府県管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、今般給付対象としたものを含め、福祉用具貸与については、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、自立支援や介護者の負担軽減の観点から選択・利用されるべきものであり、これらが満たされない利用は適切でない判断されるべきであることを念のため申し添える。

記

第1の1中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第1の1の（4）の④の次に次を加える。

⑤ スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

第1の1の(12)中「住宅改修」を「住宅の改修」に改める。

第1の1の(12)の②中「居室、浴室等」を「居室、浴室、浴槽等」に改め、「人を持ち上げ、移動させるもの」を「人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの」に改める。

第1の1の(12)の③中「床に置いて」を「床又は地面に置いて」に改め、「人を持ち上げ、移動させるもの」を「人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く。)」に改める。

第1の2中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第2中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

○厚生労働省告示第五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第十七項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年二月二十四日

厚生労働大臣 坂口 力

第九項第一号中「二輪、三輪、四輪のもの」を「車輪を有するもの」に改め、第十二項中「寝台と車いすとの間等の」を削る。

○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）（抄）

改正後	改正前
<p>1 8 (略)</p> <p>9 歩行器</p> <p>歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであつて、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの</p> <p>二 (略)</p> <p>10 移動用リフト（つり具の部分を除く。）</p> <p>11 (略)</p> <p>12 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであつて、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）</p>	<p>1 8 (略)</p> <p>9 歩行器</p> <p>歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであつて、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>一 二輪、三輪、四輪のものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの</p> <p>二 (略)</p> <p>10 移動用リフト（つり具の部分を除く。）</p> <p>11 (略)</p> <p>12 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであつて、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）</p>

改正告示及び解釈通知による変更点等

1 特殊寝台付属品

従来、特殊寝台付属品については、解釈通知によって、サイドレール、マットレス、ベッド用手すり及びテーブルを給付対象として例示していたところであるが、今般、スライディングボード及びスライディングマットについて給付対象となることを明確化したものである。

2 歩行器

従来、車輪を有する歩行器については、二輪、三輪、四輪のもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、車輪の数による制限を無くすこととし、六輪等の歩行器も給付対象とすることとしたものである。

3 移動用リフト

従来、移動用リフトについては、その構造上、上下方向に移動させるだけではなく、水平方向にも移動させることが可能なもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、上下方向にのみ移動させることができるものについても給付対象とすることとしたものである(ただし、エレベーター及び階段昇降機は除く。)

この改正により、段差解消機や起立補助機能付きの椅子などが給付対象となるものである。

○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(別添)</p> <p>第1 福祉用具</p> <p>1 <u>厚生労働大臣</u>が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特殊寝台付属品 (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>スライディングボード・スライディングマット</u> <u>滑らせて移乗・位置交換するための補助として</u> <u>用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。</u></p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、<u>住宅の改修を伴うものは除かれる。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 固定式 <u>居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。</u></p> <p>③ 据置式 <u>床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く。）</u></p> <p>2 <u>厚生労働大臣</u>が定める居室介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 住宅改修</p> <p><u>厚生労働大臣</u>が定める居室介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(別添)</p> <p>第1 福祉用具</p> <p>1 <u>厚生大臣</u>が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特殊寝台付属品 (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、<u>住宅改修を伴うものは除かれる。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 固定式 <u>居室、浴室等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの。</u></p> <p>③ 据置式 <u>床に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの。</u></p> <p>2 <u>厚生大臣</u>が定める居室介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 住宅改修</p> <p><u>厚生大臣</u>が定める居室介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

福祉用具・住宅改修活用広域支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、各都道府県・指定都市に設置されている介護実習・普及センターや福祉用具・住宅改修に係る施設等を福祉用具・住宅改修の拠点と位置づけ、市町村では対応できない援助困難事例に関する福祉用具の活用やフィッティング及び個々人の状態に応じた専門的な知識を必要とする住宅改修等について、迅速かつ効果的な相談援助、情報提供等を行うことができる先駆的な体制の整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

都道府県・指定都市とする。

都道府県及び指定都市は、事業の全部又は一部を適当な団体に委託して実施することができる。

また、都道府県又は指定都市に代わって団体が実施する場合には、次の要件を満たす場合に、当該団体に助成することができる。

- (1) 福祉用具・住宅改修の相談援助等の活動支援を行うために設立された団体等であること。
- (2) 当該事業の実施に当たっては、都道府県又は指定都市が主体となって作成した事業計画に基づき行う事業であること。

3 広域的な事業者協議会の設置

- (1) 福祉用具製造事業者、福祉用具販売・貸与事業者、住宅改修事業者及び専門家等による広域的な事業者協議会を設置する。
- (2) 事業者協議会は、介護実習・普及センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等及び関係機関等との連携を取り、本事業の円滑な実施のため、必要な助言及び援助を行うこととする。
- (3) 事業者協議会委員については、本事業が的確に推進するために適切な人数とし、実務的な者を選定すること。

4 事業内容

以下の事業のうち、全部又は一部を選択し実施するものとする。

(1) 福祉用具・住宅改修関係専門家の登録及び活用

ア 当事業に協力が可能な者について登録を行う。

イ アで登録した者を含め、福祉用具・住宅改修に関し専門的な知識を有する者を活用し、援助困難事例に対応した相談や主張による相談等を実施する。

ウ なお、イの実施に当たっては、作業療法士、理学療法士、福祉用具・住宅改修に関する専門的な研修を修了した者等の積極的な活用に留意されたい。

(2) フィッティング、福祉用具の紹介、購入取次及び申込みができる場の提供

ア 福祉用具製造事業者、福祉用具販売・貸与事業者、専門家等の協力により、援助困難事例等に対応した福祉用具のフィッティング等に関する相談を行う。

イ アに加え、援助困難事例等に対応した福祉用具の紹介、購入取次及び申込みができる場を提供する。

(3) 援助困難な事例の相談に対応できる自助具工場の設置

ア 援助困難な事例の相談に対応できる自助具工場を設置することにより、自助具・福祉用具等の作成及び修理等を実施するとともに、また援助困難事例に対応した福祉用具のフィッティング等の場を提供する。

(4) 福祉用具製造事業者等に利用情報等を還元できる体制の整備

ア 寄せられた相談等から、福祉用具に関する苦情、改善に資する情報及び新たな福祉用具の開発に関する要望等を収集・整理する。

イ 整理した情報を、福祉用具製造事業者や供給事業者等に還元する。

ウ ア又はイの一環として、福祉用具製造事業者や供給事業者等に場所を提供し、また、福祉用具の試用を実施させることを通して要望等を収集することができる。

(5) その他

ア その他本事業の推進に資する事業について適宜行って差し支えない。

①. 福祉用具情報システム (TAIS) 登録状況 (平成15年6月末現在)

企業情報	用具情報
575社	5,323点

※用具情報の分類別総数 (5,323点の分類別内訳)

	大分類	点数	構成比	内輸入品数	構成比
03	治療訓練用具	392	7.4%	79	9.2%
06	義肢・装具	17	0.3%	8	0.9%
09	パーソナルケア関連	1,276	24.0%	178	20.8%
12	移動用具	2,200	41.3%	430	50.3%
15	家事用具	70	1.3%	3	0.4%
18	家具・建具・建築用具	1,037	19.5%	89	10.4%
21	コミュニケーション関連用具	220	4.1%	52	6.1%
24	操作用具	40	0.8%	9	1.1%
27	環境改善機器・作業用具	19	0.4%	4	0.5%
30	レクリエーション用具	15	0.3%	1	0.1%
89	その他の用具	37	0.7%	2	0.2%
	合計	5,323	100.0%	855	100.0%

②. 福祉用具総覧等の福祉用具掲載状況

	企業情報	用具情報	備考
福祉用具総覧2001	524社	4,886件	平成13年9月現在
介護保険福祉用具ガイドブック2001～2002	289社	2,594件	平成13年11月現在

③. 医療・福祉関係資格登録者（合格者）数一覧

	資格登録者数	備 考
医師	438,247	平成14年12月末現在
保健師	109,534	平成14年12月末現在
看護師	1,226,355	平成14年12月末現在
准看護師	419,716	平成13年 3月末現在
理学療法士	33,439	平成14年12月末現在
作業療法士	19,817	平成14年12月末現在
言語聴覚士	7,767	平成15年 4月現在
義肢装具士	2,890	平成15年 3月末現在
社会福祉士	47,643	平成15年 5月末現在
精神保健福祉士	12,666	平成15年 3月末現在
介護福祉士	348,965	平成15年 5月末現在
ケアマネジャー	235,764	平成13年 3月末現在
ホームヘルパー1級	64,645	平成11年12月末現在
2級	811,556	平成3年～11年（実績） と平成12年（見込） を合わせたもの
3級	441,844	
福祉住環境コーディネーター1級	47	平成14年11月末現在
2級	52,130	
3級	103,193	
認定補聴器技能者	953	平成14年11月末現在

④. 公的機関数一覧

名 称	総 数	備 考
介護実習・普及センター	69	平成15年 4月現在
本センター	49	
ブランチ	20	
身体障害者更生相談所	68	平成13年 1月現在
リハビリテーションセンター	47	平成14年 4月現在
リハビリテーション病院	422	平成15年 5月末現在
在宅介護支援センター	7,560	平成13年10月現在
内 基幹型	約1,500	平成13年10月現在
訪問看護ステーション	4,825	平成13年10月現在
介護老人福祉施設	4,651	平成13年10月現在
介護老人保健施設	2,779	平成13年10月現在
介護療養型医療施設	3,792	平成13年10月現在
福祉用具貸与事業者	7,039	平成15年 5月末現在
病院	9,239	平成13年10月現在
老人病院	1,032	平成11年10月現在
診療所	94,019	平成13年10月現在

介護実習・普及センター及び地域介護実習・普及センター 一覧

■ 介護実習・普及センター 49カ所
 ■ 地域介護実習・普及センター 20カ所

平成15年4月現在

都道府県	名 称	〒	所 在 地	TEL
北海道	本 北海道介護実習・普及センター	060-0002	北海道札幌市中央区北2条西7-1	011-271-0458
	地 北海道地域介護実習・普及センター	085-0011	北海道釧路市旭町12-3	0154-24-3303
札幌市				
青森県	本 青森県介護実習・普及センター	030-0822	青森県青森市中央3-20-30	017-774-3234
岩手県	本 岩手県介護実習・普及センター	020-0015	岩手県盛岡市本町通3-19-1	019-625-7490
	地 岩手県地域介護実習・普及センター	022-0006	岩手県大船渡市立根町字田ノ上30-20	0192-26-1717
宮城県	本 宮城県介護研修センター	989-4103	宮城県志田郡鹿島台町平渡字上敷19-7	0229-56-9608
仙台市	本 仙台市介護研修センター	981-3189	宮城県仙台市泉区泉中央2-1-1	022-375-2004
秋田県	本 秋田県介護実習・普及センター	010-1412	秋田県秋田市御所野下堤5-1-1	018-829-2777
山形県	本 山形県介護学習センター	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-30	023-627-7421
福島県	本 福島県介護実習・普及センター	964-0904	福島県二本松市郭内1-196-1	0243-23-8316
茨城県	本 茨城県介護実習・普及センター	310-0851	茨城県水戸市千波町1918	029-241-6939
栃木県	本 栃木県介護研修センター	320-8503	栃木県宇都宮市駒生町3337-1	028-621-7928
	地 栃木県県南介護研修センター	328-0032	栃木県栃木市神田町9-40	0282-22-7553
群馬県	本 群馬県立高齢者介護総合センター明風園	371-0004	群馬県前橋市亀泉町1-26	027-269-7780
埼玉県	本 埼玉県彩光苑介護実習・普及センター	344-0051	埼玉県春日部市内牧3149	048-755-2118
	地 埼玉県立彩華園地域介護実習・普及センター	360-0004	埼玉県熊谷市上川上266	048-524-1391
千葉県				
千葉市				
東京都				
神奈川県	本 かながわともしびセンター	221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	045-312-1121
	地 神奈川県地域介護実習・普及センター	257-0004	神奈川県秦野市下大槻1169-2	0463-76-7580
横浜市	本 横浜市総合リハビリテーションセンター	222-0035	神奈川県横浜市港北区鳥山町1770	045-473-0666
川崎市	本 川崎市高齢社会福祉総合センター	214-0035	神奈川県川崎市多摩区長沢2-11-1	044-976-9001
新潟県	本 新潟県介護実習・普及センター	950-8575	新潟県新潟市上所2-2-2	025-281-5525
富山県	本 富山県介護実習・普及センター	930-0094	富山県富山市安住町5-21	076-432-6305
石川県	本 石川県総合介護支援センター	920-3104	石川県金沢市八田町東912	076-257-2333
	地 石川県総合介護支援センター 能登支所	927-0441	石川県鳳至郡能都町藤波井字48-2	0768-62-1241
福井県	本 福井県介護実習・普及センター	910-8516	福井県福井市光陽2-3-22	0776-24-0086
	地 福井県嶺南地域介護実習・普及センター	917-0069	福井県小浜市小浜白鬚112	0770-52-7832
山梨県	本 山梨県立介護実習普及センター	400-0005	山梨県甲府市北新1-2-12	055-254-8680
長野県	本 長野県介護センター	392-0007	長野県諏訪市清水2-2-15	0266-52-0777
岐阜県	本 岐阜県介護実習・普及センター	501-1173	岐阜県岐阜市中2-470	058-239-8063
静岡県	本 静岡県介護実習・普及センター	420-0856	静岡県静岡市駿府町1-70	054-273-7876
愛知県				
名古屋市	本 なごや福祉用具プラザ	466-0015	愛知県名古屋市昭和区御器所通3-12-1	052-851-0051
三重県	地 東紀州介護実習・普及センター	519-4324	三重県熊野市井戸町1150	05978-8-0088
滋賀県	本 介護実習痴呆研修・福祉用具センター	525-0072	滋賀県草津市笠山7-8-138	077-567-3909
	地 滋賀県地域介護実習・普及センター	526-0244	滋賀県東浅井郡浅井町内保480	0749-74-0044
京都市	本 京都市介護実習・普及センター	610-1101	京都市西京区大枝北沓掛町1-3-1	075-333-4656
大阪府	本 大阪府立介護実習・普及センター	567-0813	大阪府茨木市大住町8-11	0726-26-3381
大阪市				

都道府県		名 称	〒	所 在 地	T E L
兵庫県	本	兵庫県家庭介護・リハビリ研修センター	651-2181	兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727
	地	兵庫県但馬県民局但馬長寿の郷	667-0044	兵庫県養父郡八鹿町国木594-10	0796-62-8456
神戸市	本	神戸市介護実習・普及センター 「こうべ市民福祉交流センター」	651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通3-1-32	078-271-5300
	地	神戸市地域介護実習・普及センター 「たんぼの家」	651-1102	神戸市北区山田町下谷上字中一里山14-1	078-743-8323
奈良県	本	奈良県介護実習・普及センター	636-0345	奈良県磯成郡田原本町大字多722	07443-2-8848
和歌山県	本	和歌山県介護普及センター	641-0014	和歌山県和歌山市毛見1451	073-446-4811
	地	和歌山県地域介護普及センター	646-0012	和歌山県田辺市神島台6-1	0739-22-6589
鳥取県	本	鳥取県介護実習普及センター	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5	0857-59-6339
	地	鳥取県西部地域介護実習普及センター	683-0811	鳥取県米子市錦町1-139-3	0859-23-5470
島根県	本	島根県介護研修センター	690-0011	島根県松江市東津田町1741-3	0852-32-5950
	地	島根県介護研修センター 石見分室	697-0016	島根県浜田市野原町1826-1	0855-24-9332
岡山県					
広島県	本	広島県介護実習普及センター	734-0007	広島県広島市南区皆実町1-6-29	082-254-1166
	地	在宅介護推進センター 「広島県地域介護実習・普及センター」	722-0353	広島県御調郡御調町大字高尾字美路久	08487-6-2852
広島市					
山口県	本	山口県介護実習普及センター	754-0893	山口県山口市大字秋穂二島1062	083-987-1320
	地	山口県周防大島介護実習普及センター	742-2106	山口県大島郡大島町大字小松1388-6	0820-79-2300
徳島県	本	徳島県介護実習・普及センター	779-3105	徳島県徳島市国府町東高輪356-1	088-642-5113
香川県	本	香川県介護実習・普及センター	760-0017	香川県高松市番町1-10-35	087-835-3152
愛媛県	本	愛媛県介護実習・普及センター	790-8553	愛媛県松山市持田町3-8-15	089-921-5140
高知県	本	高知県介護実習・普及センター	780-8567	高知県高知市朝倉戊375-1	088-844-9271
	地	高知県地域介護実習・普及センター	787-0771	高知県中村市有岡字石場2252-1	0880-37-6887
福岡県	本	福岡県社会福祉協議会 福祉振興部 介護実習課 (介護実習・普及センター)	816-0804	福岡県春日市原町3-1-7	092-584-3351
	地	福岡県地域介護実習・普及センター	809-0018	福岡県中間市通谷1-36-2	093-244-4747
北九州市	本	北九州市介護実習・普及センター (テクノエイドセンター)	802-8560	福岡県北九州市小倉北区馬借1-7-1	093-522-8721
福岡市	本	福岡市介護実習普及センター	810-0062	福岡県福岡市中央区荒戸3-3-39	092-731-8100
佐賀県	本	佐賀県介護実習普及センター	840-0804	佐賀県佐賀市神野東2-3-33	0952-31-8655
長崎県	本	長崎県介護実習・普及センター	852-8035	長崎県長崎市油木町5-3	095-847-5212
	地	長崎県地域介護実習・普及センター	855-0867	長崎県島原市緑町8200	0957-64-2205
熊本県	本	熊本県介護実習・普及センター	860-0842	熊本県熊本市南千反畑町3-7	096-354-3091
大分県	本	大分県社会福祉介護研修センター	870-0161	大分県大分市明野東3-4-1	097-552-6888
	地	大分県地域介護実習・普及センター いずみの園	871-0162	大分県中津市大字永添2744	0979-23-1616
宮崎県	本	介護・福祉研究所 (宮崎県介護実習・普及センター)	880-0007	宮崎県宮崎市原町2-22	0985-32-0160
鹿児島県	本	鹿児島県介護実習・普及センター	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町14-50	099-221-6615
沖縄県	本	沖縄県介護実習・普及センター	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1	098-882-1484

身体障害者更生相談所一覧

(平成13年1月現在)

地区名	名 称	〒	所 在 地	電話番号
北海道	北海道立心身障害者総合相談所	064-0944	札幌市中央区円山西町2-1-1	011-613-5401
青 森	青森県身体障害者更生相談所	036-8065	弘前市大字西城北1-3-7	0172-32-8437
岩 手	岩手県身体障害者更生相談所	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-624-4811
宮 城	宮城県身体障害者更生相談所	980-0014	仙台市青葉区本町1-4-39	022-224-1491
秋 田	秋田県障害者更生相談センター	010-1602	秋田市新屋下川原町2-3	018-823-1637
山 形	山形県福祉相談センター	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1197
福 島	福島県身体障害者総合福祉センター	960-8065	福島市杉妻町5-75	024-521-7648
茨 城	茨城県福祉相談センター	310-0011	水戸市三の丸1-5-88	029-221-4992
栃 木	栃木県身体障害医療福祉センター	320-0072	宇都宮市若草1-10-38	028-622-8140
群 馬	群馬県心身障害者福祉センター	371-0843	前橋市新前橋町13-12	027-254-1010
埼 玉	埼玉県総合リハビリテーションセンター	362-8567	上尾市西貝塚148-1	048-725-0213
千 葉	千葉県障害者相談センター	266-0053	千葉市緑区誉田町1-45-2	043-291-6872
東 京	東京都心身障害者福祉センター	162-0052	新宿区戸山3-17-2	03-3203-6141
神奈川	神奈川県立総合療育相談センター	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-84-5700
新 潟	新潟県身体障害者更生相談所	957-8511	新潟市豊町3-3-2	0254-22-5111
〃	新潟県中央身体障害者更生相談所	950-0121	中蒲原郡亀田町向陽4-2-1	025-381-1111
〃	新潟県長岡身体障害者更生相談所	940-0865	長岡市四郎丸字沖田237-1	0258-35-8500
〃	六日町身体障害者更生相談所	949-6621	南魚沼郡六日町大字六日町21-20	0257-70-2400
〃	新潟県上越身体障害者更生相談所	943-0807	上越市春日山町3-4-17	0255-24-3355
山 梨	山梨県障害者相談所	400-0005	甲府市北新1-2-12 福祉プラザ3F	055-254-8671
長 野	身体障害者リハビリテーションセンター	381-8577	長野市大字下駒沢618-1	026-296-3953
富 山	富山県身体障害者更生相談所	930-0966	富山市石金3-8-31	076-421-1161
石 川	石川県身体障害者更生相談所	920-8557	金沢市本多町3-1-10	076-223-9557
福 井	福井県身体障害者更生相談所	910-0026	福井市光陽2-3-36	0776-24-5135
岐 阜	岐阜県身体障害者更生相談所	502-0854	岐阜市鷺山向井2563-18	058-231-9715
静 岡	静岡県中央身体障害者更生相談所	422-8031	静岡市有明町2-20	054-286-9219
〃	静岡県伊豆身体障害者更生相談所	415-0016	下田市中531-1	0558-24-2038
〃	静岡県東部身体障害者更生相談所	410-8543	沼津市高島本町1-3	0559-20-2086
〃	静岡県西部身体障害者更生相談所	430-0915	浜松市東田町87	053-458-7189
愛 知	愛知県身体障害者更生相談所	456-0024	名古屋市中熱田区森後町11-12	052-682-3561
〃	愛知県心身障害者更生相談所	441-0103	宝飯郡小坂井町大字小坂井字大塚38-1	0533-72-7717
三 重	三重県身体障害者更生相談所	514-0113	津市一身田大古曾670-2	059-232-7356
滋 賀	滋賀県障害者更生相談所	525-0072	草津市笠山8-5-130	077-563-8448
京 都	京都府身体障害者更生相談所	610-0113	城陽市中芦原	0774-55-4119
大 阪	大阪府身体障害者更生相談所	590-0137	堺市城山台5-1-2	0722-94-7961
兵 庫	兵庫県立身体障害者更生相談所	651-2134	神戸市西区曙町1070	078-927-2727
奈 良	奈良県身体障害者更生相談所	636-0393	磯城郡田原本町多722	07443-2-0650
和歌山	和歌山県子ども・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見琴ノ浦1437-218	073-445-7314
鳥 取	鳥取県福祉相談センター	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-23-1031
島 根	島根県身体障害者更生相談所	690-0131	松江市打出町43	0852-36-7763
岡 山	岡山県身体障害者更生相談所	700-0952	岡山市平田407	086-243-1711
広 島	広島県立身体障害者更生相談所	739-0036	東広島市西条町田口295-3	0824-25-1455
山 口	山口県身体障害者更生相談所	753-0092	山口市八幡馬場36-1	0839-25-2345
徳 島	徳島県身体障害者更生相談所	770-8008	徳島市西新浜町2-3-78	088-662-2527
香 川	香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者更生相談所	761-8057	高松市田村町1114	087-867-2696
愛 媛	愛媛県身体障害者更生相談所	790-0843	松山市道後町2-12-11	089-924-1216

地区名	名 称	〒	所 在 地	電話番号
高 知	高知県立療育福祉センター	780-8081	高知市若草町10-5	088-844-4477
福 岡	福岡県障害者更生相談所	816-0804	春日市原町3-1-7	092-586-1055
佐 賀	佐賀県身体障害者更生相談所	840-0851	佐賀市天祐1-8-5 佐賀県総合福祉センター内	0952-26-1212
長 崎	長崎身体障害者更生相談所	852-8104	長崎市茂里町3-24	095-846-8905
〃	佐世保身体障害者更生相談所	857-0034	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080
熊 本	熊本県福祉総合相談所	862-0939	熊本市長嶺南2-3-3	096-381-4411
大 分	大分県身体障害者更生相談所	870-0889	大分市荏隈 5 丁目	097-547-1209
宮 崎	宮崎県身体障害者相談センター	889-1601	宮崎郡清武町大字木原5719-2	0985-85-3388
鹿児島	鹿児島身体障害者更生相談所	890-0021	鹿児島市小野1-1-1	099-229-2324
沖 縄	沖縄県身体障害者更生相談所	903-0804	那覇市首里石嶺町4-380	098-886-2241
札幌市	札幌市身体障害者更生相談所	063-0802	札幌市西区二十四軒 2 条6-1-1	011-641-8852
仙台市	仙台市障害者更生相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-18-1	022-219-5311
千葉市	千葉市障害者相談センター	260-0844	千葉市中央区千葉寺町638-1	043-209-8823
横浜市	横浜市障害者更生相談所	222-0035	横浜市港北区鳥山町1770	045-473-0666
川崎市	川崎市障害者更生相談所	211-0035	川崎市中原区井田3-16-1	044-788-1551
名古屋市	名古屋市身体障害者更生相談所	467-8622	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2	052-835-3821
京都市	京都市身体障害者リハビリテーションセンター	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30	075-823-1650
大阪市	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-55	06-6797-6561
神戸市	神戸市障害者更生相談所	652-0802	神戸市兵庫区水木通2-1-10	078-512-4453
広島市	広島市身体障害者更生相談所	732-0052	広島市東区光町2-1-5	082-262-0577
北九州市	北九州市立障害福祉センター	802-8560	北九州市小倉北区馬借1-7-1	093-522-8724
福岡市	福岡市障害者更生相談所	810-0072	福岡市中央区長浜1-2-8	092-713-8900

都道府県等のリハビリテーションセンター

番号	機 関 名	郵便番号	所 在 地
1	北海道立身体障害者リハビリテーションセンター	072-0811	北海道美唄市東7条南 4-1-1
2	青森県肢体不自由者更生指導所	036-8065	青森県弘前市大字西城北 1-3-7
3	岩手県立都南の園(肢体更生)	020-0401	盛岡市手代森 6-10-6
4	宮城県拓杏園(肢体更生)	984-0827	仙台市若林区南小泉 4-3-1
5	秋田県身体障害者更生訓練センター	010-1602	秋田市新屋下川原町 2-3
6	山形県立総合療育訓練センター	999-3145	山形県上市市河崎 3-7-1
7	福島県ひばり寮(重度更生)	961-8071	福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原 29-4
8	茨城県立リハビリテーションセンター	309-1703	西茨城郡友部町鯉淵 6528-2
9	栃木県身体障害医療福祉センター	320-0072	宇都宮市若草 1-10-38
10	群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター	372-0001	群馬県伊勢崎市波志江町 3030-1
11	埼玉県総合リハビリテーションセンター	362-8567	埼玉県上尾市西貝塚 148-1
12	千葉リハビリテーションセンター	266-0005	千葉市緑区誉田 1-45-2
13	東京都心身障害者福祉センター	162-0052	新宿区戸山 3-17-2
14	神奈川県総合リハビリテーションセンター	243-0121	神奈川県厚木市七沢 516
15	横浜市総合リハビリテーションセンター	222-0035	横浜市港北区鳥山町 1770
16	新潟県立身体障害者更生指導所	950-0121	新潟県中蒲原郡亀田町向陽 1-9-1
17	富山県立身体障害者更生指導所	930-0966	富山市石金 3-8-31
18	福井県身体障害者更生指導所	910-0026	福井市光陽 2-3-36
19	山梨県立あけぼの医療福祉センター	407-0076	山梨県韭崎市旭町上条南割 3313-1
20	長野県身体障害者リハビリテーションセンター	381-0008	長野市大字下駒沢 618-1
21	岐阜県身体障害者更生訓練所	502-0854	岐阜市鷺山向井 2563-18
22	愛知県身体障害者総合施設希全センター	441-1231	愛知県宝飯郡一宮町大字一宮字上新切 33-4
23	名古屋市総合リハビリテーションセンター	467-8622	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1-2
24	三重県身体障害者総合福祉センター	514-0113	津市一身田大古曾 670-2
25	滋賀県立むれやま荘(肢体更生、重度更生)	525-0072	滋賀県草津市笠山 8-5-130
26	京都府立心身障害者福祉センター	610-0113	京都府城陽市芦原
27	京都市身体障害者リハビリテーションセンター	604-8854	京都市中京区壬生仙念町 30
28	大阪府立身体障害者福祉センター	590-0808	堺市旭ヶ丘中町 4-3-1
29	大阪府立心身障害者リハビリテーションセンター	547-0026	大阪市平野区喜連西 6-2-55
30	兵庫県立総合リハビリテーションセンター	651-2134	神戸市西区曙町 1070
31	奈良県心身障害者リハビリテーションセンター	636-0345	奈良県磯城郡田原本町多 722
32	和歌山県子ども・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見 1437-218
33	鳥取県立障害者福祉センター	680-0947	鳥取市湖山町西 3-127
34	島根県立厚生センター(肢体更生、療護)	690-0015	松江市上乃木 7-1-28
35	岡山県立総合社会福祉センター	700-0952	岡山市平田 407
36	広島県立身体障害者リハビリテーションセンター	739-0036	東広島市西条町田口 295-3
37	山口県身体障害者福祉センター	753-0092	山口市八幡馬場 36-1
38	徳島県立身体障害者福祉センター	770-8008	徳島市西晋浜町 2-3
39	香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター	761-8057	高松市田村町 1114
40	愛媛県身体障害者更生指導所	790-0845	松山市道後今市 1-2
41	高知県立身体障害者リハビリテーションセンター	781-0313	高知県吾川郡春野町中ノ谷 1-1
42	福岡県身体障害者リハビリテーションセンター	811-3113	福岡県古賀市千鳥 3-1-1
43	長崎県立身体障害者更生指導所	852-8104	長崎市茂里町 3-24
44	熊本県身体障害者能力開発センター	862-0939	熊本市長嶺南 2-3-2
45	大分県身体障害者更生指導所	870-0889	大分市荏隈 5
46	鹿児島県身体障害者自立支援センター	890-0021	鹿児島市小野 1-1-1
47	沖縄県身体障害者更生指導所	903-0804	那覇市首里石嶺町 4-380

リハビリテーション病院 一覧

このリストは、有限責任中間法人日本リハビリテーション病院・施設協会が独自に調査したものであり、承認施設の全てではありません。

NO.	都道府県	施設名	NO.	都道府県	施設名
1	北海道	釧路労災病院	61	福島県	かしま病院
2		北斗病院	62	茨城県	茨城県立医療大学付属病院
3		王子総合病院	63		会田記念病院
4		苫小牧東病院	64		鹿島労災病院
5		日鉱記念病院	65		筑波記念病院
6		時計台病院	66		牛久愛和総合病院
7		美唄労災病院	67		神立病院
8		愛全病院	68		いちほら病院
9		勤医協札幌丘珠病院	69	群馬県	上牧温泉病院
10		定山溪病院	70		群馬整肢療護園
11		手稲溪仁会病院	71		群馬県医師会沢渡温泉病院
12		クラーク病院	72		日高病院
13		禎心会病院	73		榛名荘病院
14		札幌山の上病院	74		本島総合病院
15		登別厚生年金病院	75		伊勢崎福島病院
16		北見赤十字病院	76		美原記念病院
17		旭川リハビリテーション病院	77		(医) 日高リハビリテーション病院
18		ひまわり会札幌病院	78	栃木県	栃木県身体障害医療福祉センター
19		岩見沢労災病院	79		宇都宮社会保険病院
20		道立札幌肢体不自由児総合療育センター	80		自治医科大学附属病院
21		道立旭川肢体不自由児総合療育センター	81		獨協医科大学病院
22		(福) 北海道社会事業協会 洞爺病院	82		真岡中央クリニック
23		北海道大学医学部付属病院	83	埼玉県	上尾中央総合病院
24		オホーツク海病院	84		国立身体障害者リハビリテーションセンター
25	青森県	青森県立あすなる学園	85		埼玉医科大学総合医療センター
26		ときわ会病院	86		埼玉医科大学附属病院
27		労働福祉事業団 青森労災病院	87		埼玉協同病院
28		むつ市立総合病院	88		埼玉県総合リハビリテーションセンター
29		弘前記念病院	89		所沢リハビリテーション病院
30		(財) 黎明脚リハビリテーション病院	90		ナトメック七里病院
31		(財) シルバーリハビリテーション協会 シルバー病院	91		リハビリテーション天草病院
32		(医療生協) あおもり協立病院	92		巖ヶ関南病院
33	岩手県	(福) 東八幡平病院	93		(医) のぞみ会希望病院
34		(財) いわてリハビリテーションセンター	94	千葉県	千葉リハビリテーション病院
35		南昌病院	95		小張総合病院
36		労働福祉事業団 岩手労災病院	96		市川リハビリテーション病院
37		盛岡繁温泉病院	97		龜田総合病院
38		栃内第二病院	98		千葉労災病院
39	宮城県	東北労災病院	99		帝京大学医学部市原病院
40		東北厚生年金病院	100		(医) 誠懇会加曾利病院
41		東北大学医学部附属病院	101	東京都	東京大学医学部附属病院
42		托桃医療療育センター	102		東京都立北療育医療センター
43		国立仙台病院	103		東京都リハビリテーション病院
44	秋田県	秋田県立リハビリテーション精神医療センター	104		東京都立荏原病院
45		中通りリハビリテーション病院	105		東京労災病院
46		秋田県厚生連由利組合総合病院	106		東京厚生年金病院
47		秋田県厚生連 仙北組合病院	107		東京都立松沢病院
48		大湯リハビリテーション温泉病院	108		JR東京総合病院
49	山形県	山形済生病院	109		慶応義塾大学病院
50		北村山公立病院	110		東京女子医科大学病院
51		山形県立日本海病院	111		東京都立大塚病院
52		寒河江市立病院	112		帝京大学医学部附属病院
53		(財) 三友堂病院	113		東京都心身障害児総合医療療育センター
54		(財) 三友堂リハビリテーションセンター	114		東京都老人医療センター
55	福島県	福島県立リハビリテーション飯坂温泉病院	115		江戸川病院
56		(財) 脳神経疾患研究所附属南東北病院	116		国立療養所村山病院
57		(財) 星総合病院附属星ヶ岡病院	117		(社福) 東京小児療育病院
58		(財) 太田総合病院附属太田熱海病院	118		島田療育センター
59		福島労災病院	119		永生病院
60		竹田総合病院	120		東京都立府中病院

NO.	都道府県	施設名
121	東京都	東京都立神経病院
122		杏林大学医学部附属病院
123		武蔵野赤十字病院
124		西東京警察病院
125		東京慈恵会医科大学附属第三病院
126		緑成会病院
127		国立精神・神経センター武蔵病院
128		東京都多摩老人医療センター
129		国立療養所東京病院
130		多摩丘陵病院
131		河北リハビリテーション病院
132		東京都豊島病院
133		東京都墨東病院
134		東芝病院
135		慈誠会徳丸病院
136	神奈川県	神奈川県立こども医療センター
137		横浜市立大学医学部付属蒲舟病院
138		横浜市立大学医学部付属病院
139		横浜市立脳血管医療センター
140		横浜労災病院
141		昭和大学藤が丘リハビリテーション病院
142		聖マリアンナ医科大学西部病院
143		横浜新都市脳神経外科病院
144		日本鋼管病院
145		川崎医療生活協同組合 川崎協同病院
146		(学) 日本医科大学付属第二病院
147		国家公務員等共済組合連合会 虎の門病院分院
148		関東労災病院
149		(学) 北里学園北里東病院
150		東芝林間病院
151		北里大学病院
152		国立療養所箱根病院
153		小澤病院
154		神奈川リハビリテーション病院
155		七沢リハビリテーション病院脳血管センター
156		東海大学医学部付属病院
157		神奈川県立総合療育相談センター
158		茅ヶ崎新北陵病院
159		東海大学医学部付属大磯病院
160		湯河原厚生年金病院
161		ふじの温泉病院
162	新潟県	県立はまくみ小児医療センター
163		新潟中央病院
164		新潟こばり病院
165		燕労災病院
166		新潟労災病院
167		県立中央病院
168		悠遊健康村病院
169		国立療養所厚潟病院
170		県立瀬波病院
171	富山県	富山県高志リハビリテーション病院
172	石川県	石川整肢学園
173		金沢大学医学部附属病院
174		石川県リハビリテーションセンター(済生会金沢病院)
175		金沢赤十字病院
176		金沢医科大学病院
177		恵寿総合病院
178		加賀温泉病院
179		リハビリテーション加賀八幡温泉病院
180	福井県	福井総合病院

NO.	都道府県	施設名
181	山梨県	石和共立病院
182		石和温泉病院
183		甲州リハビリテーション病院
184		富士温泉病院
185		山梨温泉病院
186		山梨厚生病院
187		春日居リハビリテーション病院
188		湯村温泉病院
189	長野県	長野県身体障害者リハビリテーションセンター
190		長野県厚生連長野松代総合病院
191		信州大学医学部附属病院
192		相澤病院
193		長野県厚生連富士見高原病院
194		諏訪赤十字病院
195		長野県厚生連北信総合病院
196		稲荷山医療福祉センター
197		長野県厚生連小諸厚生総合病院
198		長野県厚生連リハビリテーションセンター鹿教湯病院
199		長野県厚生連鹿教湯三才山病院
200		長野県厚生連鹿教湯病院(分院)
201		信濃医療福祉センター
202		長野県厚生連佐久総合病院
203		長野赤十字上山田病院
204	岐阜県	岐阜県立 岐阜病院
205		岐阜市民病院
206		岐阜リハビリテーション病院
207		河村病院
208		岐阜県立下呂温泉病院
209		土岐市立総合病院
210		大垣市民病院
211		岐阜県立多治見病院
212		木沢記念病院
213	静岡県	藤枝市立志太総合病院
214		共済連中伊豆リハビリテーションセンター
215		厚生連中伊豆温泉病院
216		N T T伊豆通信病院
217		慶應義塾大学月ヶ瀬リハビリテーションセンター
218		静岡リハビリテーション病院
219		静岡医療福祉センター児童部
220		静岡済生会総合病院
221		聖隷浜松病院
222		浜松労災病院
223		聖隷リハビリテーション病院
224		(福) 聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院
225	愛知県	東海記念病院
226		名古屋第一赤十字病院
227		名古屋第二赤十字病院
228		蒲郡市民病院
229		犬山中央病院
230		豊橋市民病院
231		豊川市民病院
232		トヨタ記念病院
233		尾張温泉リハビリかえ病院
234		弥生病院
235		更生病院
236		海南病院
237		名古屋掖済会病院
238		刈谷総合病院
239		南生協病院
240		国立療養所東名古屋病院

NO.	都道府県	施設名
241	愛知県	公立陶生病院
242		名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院
243		労働福祉財団 中部労災病院
244		藤田保健衛生大学病院
245		(医) 珪山会鶴岡リハビリテーション病院
246	三重県	主体会 小山田記念温泉病院
247		榑原温泉病院
248		鈴鹿中央総合病院
249		藤田保健衛生大学 七栗サナトリウム
250		松阪中央総合病院
251	滋賀県	近江温泉病院
252	京都府	武田総合病院
253		京都市身体障害者リハビリテーションセンター
254		京都大学附属病院
255		大原記念病
256		京都民医連中央病院
257		京都民医連第二中央病院
258	大阪府	大阪府立心身障害者福祉センター附属病院
259		大阪府済生会中津病院
260		大阪市立総合医療センター
261		大阪市立北市民病院
262		国立大阪病院
263		淀川キリスト教病院
264		ポハース記念病院
265		大阪赤十字病院
266		南大阪療育園
267		大阪労災病院
268		阪和泉北病院
269		八尾徳洲会病院
270		八尾リハビリテーション病院
271		藍野病院
272		大阪医科大学付属病院
273		大阪大学医学部付属病院
274		大阪府済生会吹田病院
275		箕面市立病院
276		ガラシア病院
277		協和会病院
278		吹田市立吹田市民病院
279		豊中市立豊中病院
280		高槻赤十字病院
281		みどりヶ丘病院
282		箕面市立病院
283		理学診療科病院
284		星ヶ丘厚生年金病院
285		馬場記念病院
286		生長会府中病院
287		島田病院
288		八尾はあとふる病院
289	兵庫県	兵庫県立総合リハビリテーションセンター
290		神戸労災病院
291		新須磨病院
292		兵庫県のじぎく療育センター
293		関西労災病院
294		市立加西病院
295		幸生病院
296		三田市民病院
297		兵庫医科大学病院
298		石川病院
299		おおくまりリハビリテーション病院
300		協立温泉病院

NO.	都道府県	施設名
301	奈良県	奈良県心身障害者リハビリテーションセンター
302		東大寺福祉事業団 東大寺整肢園
303	和歌山県	和歌山労災病院
304		琴の浦リハビリテーションセンター
305	鳥取県	山陰労災病院
306		皆生温泉病院
307	島根県	玉造厚生年金病院
308		島根県立中央病院
309		松江赤十字病院
310		松江生協病院
311	岡山県	吉備高原リハビリテーションセンター
312		岡山労災病院
313		倉敷中央病院
314		倉敷平成病院
315		川崎医科大学病院
316		水島中央病院
317		岡山旭東病院
318		岡山あさひ病院
319	広島県	中国労災病院
320		西広島リハビリテーション病院
321		広島県立身体障害者リハビリセンター
322		公立みつぎ総合病院
323		安佐市民病院
324		広島鉄道病院
325		興生総合病院
326		三次地区医療センター
327	山口県	山口労災病院
328		山口リハビリテーション病院
329		武久病院
330	徳島県	霧島病院
331		徳島リハビリテーション病院
332		鳴門山上病院
333		稲次整形外科病院
334	香川県	三豊総合病院
335		香川県身障者総合リハセンター
336		香川労災病院
337	愛媛県	松山赤十字病院
338		松山リハビリテーション病院
339		道後温泉病院
340		伊予病院
341		愛媛十全総合病院
342		愛媛労災病院
343		愛媛十全医療学院附属病院
344		愛媛整肢養護園
345		宇和島社会保険病院
346	高知県	近森リハビリテーション病院
347		近森病院
348		厚生年金高知リハビリテーション病院
349		高知県立小鹿園
350		高知愛和病院
351		もみの木病院
352		南国中央病院
353	福岡県	小文字病院
354		九州労災病院
355		田主丸中央病院
356		福岡徳洲会病院
357		福岡リハビリテーション病院
358		原土井病院
359		総合脊損センター
360		筑豊労災病院

NO.	都道府県	施設名
361	福岡県	三光会誠愛リハビリテーション病院
362		宗像水光会総合病院
363		三井大牟田病院
364		九州厚生年金病院
365		国立療養所福岡東病院
366		米の山病院
367		産業医科大学病院
368		聖マリア病院
369		聖和記念病院
370		高木病院
371		千鳥橋病院
372		柳川リハビリテーション病院
373		門司労災病院
374		八女リハビリ病院
375		白十字病院
376		福岡青州会病院
377		久留米リハビリテーション病院
378		南小倉病院
379		麻生セメント・飯塚病院
380		大牟田労災病院
381		(医)陽明会小波瀬病院
382		茜会昭和病院
383		丸山病院
384	佐賀県	佐賀リハビリテーション病院
385	長崎県	長崎労災病院
386		長崎北病院
387		国立療養所長崎病院
388		和仁会病院
389		県立整肢療育園
390		西諫早病院
391		宮崎病院
392		健友会上戸町病院
393	熊本県	熊本機能病院
394		熊本赤十字病院
395		熊本託麻台病院
396		熊本整形外科病院
397		西日本病院
398		熊本回生病院
399		熊本リハビリテーション病院
400		熊本労災病院
401		水俣市立湯之見病院
402		熊本セントラル病院
403		聖ヶ塔病院
404		林ヶ原記念病院
405		西合志病院
406	大分県	別府リハビリテーションセンター
407		湯布院厚生年金病院
408		別府発達医療センター
409		(医) 恵愛会大分中村病院
410	宮崎県	古賀総合病院
411		酒和会記念病院
412		野崎病院
413		宮崎愛和病院
414		藤元病院
415		宮崎善仁会病院
416	鹿児島県	今村病院分院
417		徳田脳神経外科病院
418		菊野病院
419		(医) 三州会大勝病院
420	沖縄県	大浜第一病院

NO.	都道府県	施設名
421	沖縄県	沖縄リハビリテーション病院
422		ちゅうざん病院